**福祉環境委員会記録**

令和7年3月6日（木）

09時59分～13時02分

全員協議会室

全員協議会室

【委　員】三浦委員長、肥後副委員長、

柳楽委員、串﨑委員、上野委員、布施委員、川神委員

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、椋木健康医療対策課長、

龍河子ども・子育て支援課長、小林保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、川合税務課長、齋藤資産税課長、

斗光環境課カーボンニュートラル推進室長

〔金城支所〕市原金城支所長、佐々尾市民福祉課長

〔弥栄支所〕新開弥栄支所長、三浦市民福祉課長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、谷口工務課長

【事務局】久保田書記、村山主任主事



議　題

1　議案第14号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例について　　　　　　　 **【全会一致　可決】**

2　議案第15号　浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例に ついて **【全会一致　可決】**

3　議案第21号　浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例に ついて **【全会一致　可決】**

4　議案第35号　浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

**【全会一致　可決】**

5 執行部報告事項

⑴　浜田市高齢者福祉サービスについて 【健康医療対策課】

⑵　浜田市こども計画について 【子ども・子育て支援課】

⑶　浜田市公共施設への再エネ由来（CO2フリー）電源の調達について

【環境課カーボンニュートラル推進室】

⑷　令和7年度地方税制改正の概要について 【税務課・資産税課】

⑸　やすぎ公園の供用開始について 【弥栄支所市民福祉課】

⑹　その他

（配布物）

・浜田市人口状況（R6.11月末～R7.1月末現在） 【総合窓口課】

6 その他

7 【取組課題】持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸（委員間で協議）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　09 時 59 分　開議　〕

○三浦委員長

ただいまから福祉環境委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進める。

1　議案第14号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○三浦委員長

執行部から補足説明があるか。

（　「なし」という声あり　）

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○布施委員

浜田市内には対象となる事業所はないとのことだが、議案が出ているので質疑したい。当該事業等における食事提供の特例の改善とはどういう改善があったのか。

○子ども・子育て支援課長

条例改正の背景としては、令和7年4月1日施行の栄養士法改正がある。管理栄養士国家試験の要件が緩和され、現在は栄養士であることが受験の前提条件だったのだが、管理栄養士養成施設の卒業者については栄養士免許の取得が不要になったことによって、栄養士免許がなくても管理栄養士になることが可能となった。家庭的保育事業における食事の献立等の栄養指導を行う者が、栄養士のみとされていたところに管理栄養士が追加された。

○布施委員

そもそも管理栄養士は国家資格で、栄養士は専門学校や短大や大学を経て、実務経験を経て管理栄養士の資格が取れると理解している。今後は栄養士も管理栄養士のようなことができるということなのか。

○子ども・子育て支援課長

栄養士は都道府県知事の免許を受けた資格となる。主に健康な方を対象に栄養指導を行う。管理栄養士は健康な方だけでなく、専門的な知識・技術を持って傷病者などにも栄養指導や栄養管理を行える。

このたびの改定によって、栄養士の方が管理栄養士の仕事ができるようになるわけではなく、栄養士だけができることになっていた仕事に管理栄養士が加わる。

○布施委員

管理栄養士は栄養士の上のようなもので、特別養護老人ホームや病院などで栄養指導をされるのが管理栄養士だと思っていた。学校給食など提供する食事の栄養バランスなどを考えるのは栄養士というイメージでよいか。

○子ども・子育て支援課長

規模の大きな給食施設等には管理栄養士の配置が義務付けされていると伺っている。管理栄養士の資格を取ろうと思ったら、まず栄養士の資格がないと受検できなかったのが、一足飛びに管理栄養士の試験が受けられるようになるという意味で要件緩和に基づく。

○布施委員

配置とあるが、名前貸しでいいのか、週何度かは行かないといけないのか。

○子ども・子育て支援課長

浜田市では家庭的保育事業をやっていないが、例えば浜田市内の幼児教育施設に関してはほとんどの園に栄養士が配置されている。栄養士が不在のところは調理師が対応している面もあるが、同一法人内で複数園を持っておられるところは栄養士が兼務の場合もあるので、そういった意味では常駐でなければならないものではない。

○布施委員

兼務の場合、定期的に現場に行って指導されるのだろうか。

○子ども・子育て支援課長

当然それぞれの園を回って業務を遂行されていると認識している。

○布施委員

理解した。

○三浦委員長

ほかに質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

2　議案第15号　浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

○三浦委員長

執行部から補足説明があるか。

（　「なし」という声あり　）

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○布施委員

地域活動を行う団体等という言葉がある。金城地域の団体に限定か。

○金城支所市民福祉課長

金城地域特定のものではなく、市全体で活動されている団体という意味である。

○布施委員

例としてどういう団体を示すか。

○金城支所市民福祉課長

具体には各まちづくりセンター等を利用されて地域活動をされている団体である。サロン、高齢者の集まり、子どもの集まりなど、多様な活動団体を想定している。

○布施委員

概要に、午後5時30分までの利用時間が午後9時まで3時間半延長された。これはみどりかいかんの利用時間に合わせたのか、それとも多様な団体の活動時間に配慮したのか。

○金城支所市民福祉課長

これまでも午後9時までの利用があった。今回9時までに改める理由としては、そういった実態があることと、まちづくりセンターの利用時間は9時までと定められているので、それに倣って改正する。

○布施委員

料金改定があった。今までと比べて安くなっている。こういう値段設定になった積算根拠はあるのか。

○金城支所市民福祉課長

現行の条例だと午前8時半から午後5時まで4時間までの利用だと基準額2,200円と定められていた。今回の改正では1時間につきという計算になった。今までは1時間だけ使っても4時間までの利用料金を徴収していた。利用者にとってもメリットになろうかと思う。

○布施委員

数字だけ見ると安く感じるが、一例を申し上げると私は昨日ある公共施設を時間借りの申請に行ったのだが、5時半から7時まで借りようと思ったら30分は区切ってないと言われて5時から借りることになった。そうすると2時間の使用料が要る。申込書には何時何分から借りるかと分まで書くことになっていて、5時半からと書いたら切り上げて2時間にしてくれと言われた。1時間ごとの料金とはいえ、1時間1分だったら2時間分払うのか。どのくらいの許容範囲があるのか。

○三浦委員長

これは、全体の考え方ではなく当該施設の考え方か。

○布施委員

みどりかいかんの考え方を例として挙げたが、全体の考え方がもしあるなら答えていただきたい。

○金城支所市民福祉課長

分区切りの考え方は持ち合わせていない。今回この施設は、全体の施設利用を参考に、1時間ごとに区切った利用料金設定とさせていただいた。

○布施委員

それは分かる。1時間半の利用で2時間の料金をもらうのか、それとも1時間で済ますのか。片付けを含めると2時間になるから2時間分要るという考え方もあるだろう。その辺の整理はどうなっているか。

浜田市全体で利用促進されると言われた。金城の方だったら、みどりかいかんを利用することによって地域活性化が望めるから2時間分の料金を払ってもいいかもしれないが、旧市内の方は、細かいことを言われるかもしれない。そういうときにある程度統一しておかないといけないと思うがどうなのか。

○副市長

いろいろな事例があると思う。例えば1分過ぎたからどうかというのは現場の許容範囲での調整だと思う。ただ、今回の条例改正の別表にもあるように、1時間未満の端数が生じたときは1時間とみなすという基本ルールがあるので、30分であれば1時間としてカウントさせていただく。使われる時間を何時何分から何時までと出されるのはありだと思うが、料金は1時間単位。1分や10分単位にできなくはないが大変な作業になるので、端数については別表の備考にあるように、1時間未満の端数が生じたときは1時間とさせていただくことを周知しているので、その考え方でやっている。

○布施委員

理解した。そういうことが現場の窓口でもきちんと言えるようにしておいてもらいたい。

○柳楽委員

今回さんあいホームにまちづくりセンター機能が移るということで、指定管理者は社会福祉協議会だと思っている。施設利用の管理も社会福祉協議会がされると伺っているが、当然事務量が増えると思うが、指定管理料に何か反映されるのか。

○金城支所市民福祉課長

これまでとは利用の申請も当然増えてくると思っている。すでに社会福祉協議会とも協議をさせていただいている。これまでの指定管理協定の中でも申請受付業務があり、これまで施設利用が多くはなかったが、もともとの指定管理料に含んでいた。

○柳楽委員

今後貸し出される施設も増えると思う。特に最初は施設がどのように借りられるかといった問合せも増えるだろうし、多少事務的なことが煩雑になるのではないだろうか。これまでと変わりなしでいいのか。

○金城支所市民福祉課長

今すでに来年度の申請相談も来ている。これは4月以降の話になるので、支所の市民福祉課が窓口になって調整している。

来年度に入ると支所庁舎を移転するため、みどりかいかん1階の改修工事が始まる。そうなるとこれまで利用されていた利用者がさんあいホームを利用するので申請が増えてくると想定している。実際どれほど増えるかは、まだ見えてこない。それを踏まえ、今後の更新時などで、見直しを検討していかないといけないと考えている。

○串﨑委員

地域活動支援事業の新設とあるが、内容を教えてほしい。

○金城支所市民福祉課長

これまでは、さんあいホーム、高齢者生活福祉センターが、地域の活動団体であり、みどりかいかんを利用されていた方の利用はなかったところを使えるようにするため、新たに事業を設けて明確化した。したがって、これまでみどりかいかんを使用していた方々の活動のことを指す。

○三浦委員長

これまでのみどりかいかんの様子を見て、そういったものがあったので今回加筆されたということか。

○金城支所市民福祉課長

はい。

○三浦委員長

ほかに質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

3　議案第21号　浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○三浦委員長

執行部から補足説明があるか。

（　「なし」という声あり　）

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○川神委員

2年以上、上水道に関する技術上の実務に従事したというのが改正後に3年になって、さらに工業用水道または下水道、道路または河川に関する技術の実務に従事した経験と変更されているが、この変更の背景とは。

○工務課長

主には、職員数の減少に伴って施設工事監督者などの資格要件者の確保が難しくなってきているという全国的な背景が一つ目としてある。それから、これまでは工学、あるいは水道なので、衛生工学や水道工学など、ある程度区切ってはあったのだが、それを下水道あるいは道路などに広げていく。これは実務上だが、水道管の本管工事などを請ける場合、工事監督をする者の要件が、道路などと同じく土木施工管理技士で可能になるといった要件緩和も一つの背景になっていると考える。

○川神委員

2年以上あるいは3年以上という現場実績がないと、ふさわしくないという考えか。

○工務課長

衛生あるいは水道というのが多分2年だったのだが、そこの専門が外れていくということで3年になり実務経験は伸ばされる。ただし、これまでは水道での実務経験が3年あるいは2年だったのだが、改正に伴い、3年間の実務は要るが、そのうちの2分の1以上は水道の実務、残り2分の1以下については道路などでも良しとした。

○串﨑委員

最終的には管理者・監督者が増える形になるのか。

○工務課長

まず布設工事監督者についてだが、水道法の中で水道事業者は指名することになっている。現行、浜田市においては1名を指名する形である。

もう一つ水道技術管理者も水道事業者が1名を必ず配置しなければならないとなっている。管理者は増えないが管理者となることができる要件を持った職員が増えていくという理解をしていただきたい。

○三浦委員長

ほかに質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

4　議案第35号　浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○三浦委員長

執行部から補足説明があるか。

（　「なし」という声あり　）

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○串﨑委員

限度額が少しずつ上がっている背景はどういうことか。

○保険年金課長

物価高騰及び賃金の上昇があるので、限度額を上げない場合は低所得の方の負担になる。そのため、ほとんど毎年、国が調整して上げているのが現状である。

○三浦委員長

ほかに質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

以上で議案審査は終了となる。採決は後ほど行う。

5　執行部報告事項

⑴　浜田市高齢者福祉サービスについて

○三浦委員長

執行部から説明をお願いする。

○健康医療対策課長

令和7年度からの高齢者福祉サービスについて報告する。1件目は、緊急通報体制整備事業サスケについて。緊急通報装置は、緊急時に装置のボタンを押すと、電話回線を利用してコールセンターに通報できる装置。近年、固定電話を解約し携帯電話のみを使用する人が増えており、 固定電話を持たない場合は、携帯電話会社ソフトバンク回線を利用する携帯型の装置を設置する。本人負担は、固定型は従来どおり月に500円、携帯型は月に700円としている。

　2点目は、いきいき配食サービス事業について。食材等の物価高騰に伴う委託事業者からの要望を踏まえ、利用者からの弁当代を変更するもの。御飯付きの弁当については、一食当たり450円から530円。おかずのみの場合は、一食当たり370円から450円とし、委託事業者は、その範囲内で価格を設定する。本来、市は、事業者が行う配達や安否確認に係る役務として委託料を支払う契約であるため、弁当代に対し制限をかけるべきではないと考えているが、弁当代については事業の性質上高額にならないよう事業を実施してきた。しかし、社会情勢の変化及び物価変動に併せて事業者が価格変更を行うことはやむを得ず価格の据置きが既存業者の撤退を招きかねず、事業者の新規参入の妨げになる可能性があることから、今後も持続可能な事業としていくため、一定の金額以内での価格変更を認めることにした。また、燃料代の高騰に伴い、委託料も見直した。

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○布施委員

高齢者の福祉サービスの中で、緊急通報体制について、現在サスケを使用されている世帯数及び事例が年間何件あるのかを説明をお願いする。

○健康医療対策課長

令和7年1月の実績で195世帯。実績については、令和5年度数値で、緊急通報が238件、そのうち住居者の要請が17件。緊急通報だけではなく普段の健康相談及び生活相談として、例えばタクシーの手配、灯油の配達の手配もサスケで連絡があれば手配をする生活サポートも請けていて137件。毎月1回のサスケでの安否確認は2,422件。

○布施委員

生活支援の中でもサスケを利用している事例があるが、件数を増やしていく中ではどのような周知をしているのか。

○健康医療対策課長

周知については、広報やホームページで行っているが、その他は民生委員及びケアマネージャーを通じて利用者へ周知を行っている。

○布施委員

　近所にも民生委員がいて、高齢者宅を訪問している。今の説明を聞いて、そのような周知が行われているのだろうと思うが、市民が知らない場合が多い。普段から町内で見守りが大事だと思っている。住民がいいサービスがあることを知れるよう民生委員以外にも協力を仰ぎ繰り返し周知を行ってほしい。195世帯利用とあったが、地区ごとの人数は。配食サービスの利用者について、安否確認をする際の通報の第一目的については、浜田市と浜田消防どちらが指導しているのか。

○健康医療対策課長

　配食サービス事業については、安否確認対応マニュアルを健康医療対策課が作成し、それに基づき市が対応している。流れとしては、まず事業者に連絡があり、不在によって配食及び安否確認ができないときには、事業者から緊急連絡先に連絡をしてもらい指示を聞いている。例えば体調不良の方がいたら、配送業者から緊急連絡先に連絡をしたり救急要請が必要な場合は救急車を呼んでもらったり対応してもらっている状況。地区ごとの人数は持ち合わせていない。

○布施委員

　年間そのような事案が何件あるのか。

○健康医療対策課長

　緊急連絡があった場合は、市へ連絡をもらう。年に1回あるかないか。

○串﨑委員

　事業者委託料について、浜田地域委託料は400円から450円に、浜田地域外委託料は400円から500円に変更したとあるが、そのことについて説明をお願いする。

○健康医療対策課長

　配達に係る委託料で市内全域をカバーしており、中山間地で遠いからとお断りもできない状況。弁当1個でも配達しないといけないという現状がある。浜田市域は3台の車で回っている。金城から旭ルートを1台、弥栄から三隅ルートを1台の5台を365日動かしている状況で、燃料費の高騰による痛手をかなり負っていて赤字が続いている。特に浜田以外の中山間地域については、距離があるため燃料費はかかるが件数が少ないため、1件当たりにかかるコストが大きいので、浜田地域では50円上げて450円。浜田地域外については、100円上げて500円にしている。

○柳楽委員

　緊急通報装置サスケについて、今回携帯電話も利用可ということでソフトバンク回線を利用とあるが、地域によって通信環境があまり良くないところもあると思うがその辺りの心配はないか。

○健康医療対策課長

　ソフトバンクについては、奥のほうではつながらないということを業者から聞いており、携帯型については利用できないという状況なので、今までどおり固定電話の回線のみとなると思う。

○柳楽委員

　ソフトバンク回線のみということは受託業者がソフトバンクと連携されていて他のキャリア回線は使えないという認識で間違いないか。

○健康医療対策課長

　お見込みのとおり。

○川神委員

　事業者委託料の変更について、考え方及び改定について納得するが、起点は浜田から出掛けていくということで、例えば浜田圏域以外のところへ、浜田市外の業者が配送してもこの金額で請け負うことになるのか確認したい。

○健康医療対策課長

　現在は市内の業者が請け負うことを想定して、この金額を積算している。仮に浜田市外の業者が応募される事例が出てくれば何らかの見直しが必要だと思っている。

○川神委員

　そのような状況になれば、公平の観点からも、見直しが必要かと思っているので、検討をよろしくお願いする。利用実態の確認をしたい。

○健康医療対策課長

　令和7年1月の実績は、全市で247人の登録があり、浜田が131人、金城が15人、旭が10人、弥栄が8人、三隅が24人。

○上野委員

　配食サービスがなくなると、旧郡部は大変。高齢者の一人暮らしでは、大変に助かる事業。以前このようなサービスがなくなるのではないかといった話があり、まちづくりセンターで集まり話をしたことがある。弁当は作るが配達は不可ということで、そこの部分をまちづくりセンターが関わろうということだったが、衛生面であるとか、市内の業者へ聞くと、奥のほうへは行けないと言われ課題があったが、継続してほしいと思っている。実態はどうか。

○健康医療対策課長

　地域で弁当が作れて配送ができれば、配送料も委託料もかからないという話は以前からある。地域に声掛けを行い、このような取組ができないか検討したが、配達ができないであったり、弁当そのものを用意できないであったりといったところで断念したと聞いている。現在2業者で実施しているが、2事業者で全域をカバーしていけるのか、弁当代及び配達代について相当苦労しながら事業を展開している。事業の継続については、委託元である市としてもしっかりカバーしていかなくてはならないと思っている。受託業業者については、地域の高齢者のためにという強い気持ちを持って行っているので、市によるサポート体制をしっかり構築できれば、ずっととは言い切れないが、実施をしていただけると私は思っている。

○布施委員

　地域で弁当を用意して配達をすることについて理解する。そうすると費用が発生するため、保健所の問題が懸念され、その辺りの順序立てはいかがか。

○健康医療対策課長

　保健所のこともあるかと思うので、江津市では、地域にある特別養護老人ホームなどの施設が弁当を作り配達をされるケースもあり、そのような場合は、保健所の許可も取りやすいのかと思っているが、浜田市としては配達についてカバーができず、今のやり方が最適なのではないかと思っている。

○布施委員

　高齢者は特に出掛ける手段がないとか多様な生活をしているが、配食サービスも慈善サービスではできない。赤字経営が増えてくれば、撤退を考える業者も増えてくるかもしれないが、そのような状況について事が起きてから考えるのではなく、横断連携をしながら、5年から10年先を見据えて事前に構築していくことも大事である。将来ビジョンは。

○健康医療対策課長

　現状は2業者に頑張ってもらっているということがあるが、地域で取り組む連携の仕組みを考えていかなければならない。

○布施委員

　浜田市が進んで協働のまちづくりの中で、担当部署で考えるのは当然だが、地域交通など情報を共有しながら部署横断的に考えることも必要であると考える。

○肥後副委員長

　緊急通報装置サスケについて、固定電話型から携帯電話型へ取り替える方が増えたということだったが、利用者の利便性は向上したのか。

○健康医療対策課長

　携帯電話型に切り替わった背景には、詐欺問題対策として固定電話を止めるとか、ここ2年から3年は固定電話を持たない場合はどうすればいいのかという相談があっても、事業者が携帯電話型は扱っていないのでお断りをしていたが、事業者も需要があるということで、この度、携帯電話型を設置され、利便性は向上すると思う。

○肥後副委員長

　高齢者が、本人はこれまでどおり固定電話を使いたいが、子及び孫に固定電話の固定費が高いので携帯電話でこのようなサービスを受ければと助言があり、携帯電話型を選択する場合もあるのではないかと想像した。そのような場合に、携帯電話がうまく使えないといった場合も出てくるのではないかと思うが、高齢者のサポート体制はあるのか。

○健康医療対策課長

　あくまでもソフトバンク回線を利用するというだけなので、携帯電話が変わるというわけではない。使用開始の際に、事業者が利用者をしっかりサポートしている。ボタンを押すだけの簡単なものだと思うので、利用については心配ないと思う。

○肥後副委員長

　ソフトバンク回線が中山間地域で電波が届かないといった通信環境であるとのことだが、ドコモ、ａｕ、楽天モバイルとかの他キャリアへ展開することはできないのか。

○健康医療対策課長

　現在のところは、ソフトバンク回線を利用した事業と聞いているが、利用者からの希望が多く出れば、事業者へも共有し検討してもらうように伝えていく必要があると考える。

○三浦委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑵　浜田市こども計画について

○三浦委員長

執行部から説明をお願いする。

○子ども・子育て支援課長

9月28日の福祉環境委員会、2月7日の全員協議会において、浜田市こども計画についてパブリックコメントの実施について報告した。本日は、結果について報告する。意見募集期間は1月7日から2月6日まで。その間、10人から意見が届いた。主な意見の内訳は、子どもの権利条例策定について5件、子どもアドボケイトに関することが2件、その他6件。子どもアドボケイトという言葉について説明する。子どもの声を聞いて、子どもが意見を表明する支援を行う活動のことで、この子どもアドボカシーを実践、支援する人のこと。提出意見への対応としては、子どもの権利条例策定に関すること、子どもアドボケイトに関することについて内容を追加予定。具体的には、57ページの「第4章　施策の展開の基本施策①」、再掲になるが、96ページ「基本視点6」について、「具体的な施策」の中に内容を追加する予定としている。今後の予定については、年度内で策定を行い、新年度に関係機関へ配布を予定。

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○柳楽委員

意見への対応として、追加をされる旨を伺ったが、具体的な内容について少し説明をお願いしたい。

○子ども・子育て支援課長

「子どもの権利条例の策定について検討を行う。子どもアドボケイト等の検討を行う。」といった文言を追加する。

○柳楽委員

今後の予定について、関係機関への配布は当然大事だが、子どもの権利については、市民全体で理解してもらうことが必要だと思うが、全市民への周知はどのように行うのか。

○子ども・子育て支援課長

今後の周知方法について、これから具体的に検討する。広報はまだ及び市ホームページでは、当計画全体を公表するが、分かりやすく周知していく予定。

○三浦委員長

ほかにあるか。

○肥後副委員長

進行を交代する。

○三浦委員長

　提出のあった意見のその他6件については、どのような協議をして、どのような経緯で対応を見送られたのか、可能な範囲で経緯を教えてほしい。

○子ども・子育て支援課長

その他の意見について、子どもからの回答が低いとか子どもの権利条例及び権利条約の周知に関する意見が届いた。子どもからの回答については、次回の計画策定の際に工夫が必要であると思っていて、そのような回答をする予定にしているが、権利条約の周知についても具体的な施策の第4章で、周知方法についても触れていこうと考えているので、そこに包含している。パブリックコメントの回答については、策定した計画と併せてホームページに公開するタイミングで、この内容についても行おうと考えている。

○三浦委員長

　今朝、市が3月1日付でこどもまんなか応援サポーター宣言をしていることを地域の方から聞いて大変喜ばしいことであると思ったが、なぜ報告しなかったのか疑問を感じた。この宣言をするに至った経緯とこども計画について3月定例会議の一般質問で複数の議員が質問した際の答弁の時に、報告があっても良かったと思うが、説明をお願いする。

○子ども・子育て支援課長

　こどもまんなかサポーター宣言については、こども計画の概要版を作り、こどもまんなかのロゴを使用する許可の手続きを子ども家庭庁へ行った際に、サポーター宣言をすることが必要とのことだったので宣言を行った。報告が遅くなったことについて、お詫びする。

○三浦委員長

　子ども家庭庁が提唱するこどもまんなかというメッセージに賛同し、こども計画を作成してしっかりやるということで、報告をしないと判断した経緯も理解するが、手続き上のことであっても、こども計画を作成しこどもまんなか社会を実践していくことが大事であり、議会及び市民に共有しないとこどもまんなか社会はなかなか作れないと思う。宣言を契機に広報に努めてほしい。よろしくお願いする。

○肥後副委員長

進行を交代する。

○三浦委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

○三浦委員長

暫時、休憩する。

〔　11 時 02 分　休憩　〕

〔　11 時 10 分　再開　〕

○三浦委員長

　会議を再開する。

⑶　浜田市公共施設への再エネ由来（CO2フリー）電源の調達について

○三浦委員長

執行部から説明をお願いする。

○カーボンニュートラル推進室長

初めて、浜田市の公共施設に再エネ由来電源を電力会社から調達することになったので報告する。特に強調したいのは、CO2フリーという環境価値が付くと普通の電気代より上乗せになり高くなるのが普通だが、今回の方法だと料金の削減につながるかもしれないということで試験的に取り組んだ結果について報告する。

入札選定方法は電力リバースオークションという競り下げ方式の入札で、この方法を唯一取り扱う株式会社エナーバンクという会社へ入札業務を委託し、選定してもらった。入札期間が1月20日から28日で、入札参加者が3者あった。選定方法は総合評価方式で、電力料金の単価及び会社の所在地がどこか、再エネ電源地を持つか、非化石証書の発行が可能か、二酸化炭素排出量の係数はどれくらいか、他自治体への供給実績があるのかといった観点で選定してもらった。導入予定施設は、環境課から始めなければならないと思い、高圧施設である浜田浄苑、浜田市不燃ごみ処理場、浜田市埋立処分場の3施設を予定。調達期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間。オークションの結果、神楽電力株式会社を選定。評価された項目は、評価項目全てに回答があったこと。今後期待される効果は、エネルギーの地産地消ということで、市内発電所において発電した電気が使え、施設の脱炭素化に寄与ということで、3施設で年間約871ｔの二酸化炭素を削減でき、排出している約92パーセントの二酸化炭素を削減できる。また、地域経済の振興に寄与ということで、市内の電力小売会社があるので地域経済にも貢献でき、電気料金の削減ということで、3施設で昨年と比較し年間約10パーセントの電気量の削減になり、年間約450万円の削減になるかと思う。

今後の取組としては、カーボンニュートラル施策について、推進しながら、各種メリットが感じられるため他施設への導入及び大手一般電気事業者との連携を模索しながら、CO2フリー電源の調達を進めていく方針。

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○川神委員

今後の電力事業について、地域を含め、有効な方向を取っていく必要があると思うので確認を行いたい。リバースオークションはコストを低減させるだけではなく、他のメリットもあると思うが教えてほしい。

○カーボンニュートラル推進室長

一度きりの入札ではなく、入札期間の間に、別の事業者の価格を見て自社の価格を決めていくという入札方法のため、そのような面で料金削減につながることが特徴である。

○川神委員

　他自治体への供給実績を教えてほしい。

○カーボンニュートラル推進室長

　リバースオークションの実績は、全国各自治体が持つが、今回落札した神楽電力株式会社は、2年前から益田市の公共施設へも電力を供給している実績がある。

○川神委員

　様々な電力会社がある中、地元の地産地消という観点から喜ばしいと思うが、今後の取組として、当市の公共施設への導入についての考え方を教えてほしい。　　　　○カーボンニュートラル推進室長

浜田市地球温暖化対策実行計画の中でも、再エネ電源由来の電源を2030年度までに60％導入する目標を掲げている。その達成のためにも今後進めていくべき施策である。大手一般電気事業者との連携も考えたい。

○川神委員

どういった切り口で連携するのか。

○カーボンニュートラル推進室長

方法を協議中のため、現時点で詳細は言えない。大手一般電気事業者からのCO2フリー電源調達にも努めていきたい。

○柳楽委員

調達期間1年とのことだが、ずっと1年ごとの契約になるのか。

○カーボンニュートラル推進室長

基本的には1年ごとになる。電力市場価格が変動するので、その価格を見ながら入札金額を決めるためである。

○柳楽委員

毎年、請負業者が変わる可能性があるのか。

○カーボンニュートラル推進室長

可能性はある。今後もリバースオプションをやるのか、あるいは別の選定方法を検討するのかは検討中である。

○肥後副委員長

三つの施設の選定理由について、もう少し詳しく聞きたい。

○カーボンニュートラル推進室長

三つとも環境課の施設であり、そこから始めるべきであると考えたため。また、高圧電力施設であり、特に浄苑は年間電気料金が4千万円近いので、ここから始めたほうがいいと考えた。そして、この3施設は太陽光パネルが乗せにくく、CO2フリー電源を導入したほうがいいと判断したため。

○肥後副委員長

太陽光発電でも同じようにCO2フリーにはなるが、発電量と消費量のアンバランスが生じる欠点があり、まず電力消費量が多いところに導入された。今後の可能性を期待させる取組である。

また、再エネ由来電力の使用を浜田市公共施設で進めることで、地球温暖化対策実行計画に沿って2030年にマイナス60％の目標にまい進するという対外的アピールにもつながる。浜田市内にも自動車を始めとする中小企業がいくつかある。そのように従業員を抱える事業者が、今後大手自動車メーカーからCO2フリー電力を100％使用しないと取引できないといった日がいずれ来ると考えながら体制整備を進めていけば、より地域も事業者も守れ、工場誘致もできるのではないかと思う。

○カーボンニュートラル推進室長

おっしゃるとおりである。まず市役所が先頭に立ち、メリットを広く周知して民間や市民に参考にしてもらう。官民一体で脱炭素を進めるべきである。

○三浦委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑷　令和7年度地方税制改正の概要について

○三浦委員長

執行部から説明をお願いする。

○税務課長

地方税法の一部を改正する法律が例年3月31日に公布、一部を除き4月1日から施行されることに伴い、専決処分にて浜田市税条例の改正を予定している。

まず、個人住民税関係について。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、所得税及び個人住民税において給与所得控除の見直し、基礎控除の見直し、大学生年代の高騰に関する特別控除の創設と、これらの見直しに伴うその他の所要の改正が予定されている。資料の改正内容「1　個人住民税関係」において、給与所得控除の見直しとして最低保障額の引上げ、大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設、その他扶養親族等に係る所得要件の引上げについては、所得税と同額の改正を予定している。なお、表中「②基礎控除の見直し」が、いわゆる103万円の壁問題の部分となるが、今回は所得税のみの改正事項となっており、住民税において基礎控除は43万円のまま改正されないこととなっている。

次に、軽自動車税について、二輪車の排ガス規制が本年11月より開始されることに伴い、既存の排気量50cc以下の原動機付自転車では規制値をクリアすることが困難であるため、新基準原付を対応車両とし新たに税区分を設け、現行の第一種原付と同額の軽自動車税を課税するものである。なお、この排ガス規制は本年11月以降に製造販売される車両に対してなので、現在利用している原動機付自転車は引き続き使用でき、新たに区分される新基準原付については、早ければ秋頃から販売が開始となるので、実際には令和8年度からの課税対象となる。

続いて、固定資産税関係を説明する。「（1）生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の見直し、適用期限の延長」について、中小企業が先端設備導入計画に基づいて取得した機械装置等の固定資産税の特例措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなる。今回の税制改正では、これまでは賃上げ表明とは関係なかったが、改正後は賃上げ表明する企業のみが適用となり、賃上げ率に応じて、賃上げ率1.5％以上では3年度分を2分の1に軽減、賃上げ率3％以上では5年度分が4分の1に軽減される。なお、令和5年度の実績は、12件で税額300万円程度。令和6年度は、12件で税額380万円の見込み。令和7年度については、9件で税額350万円程度減額する予定。

「（2）長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の提供期限の延長」について、今回の税制改正で、マンションについても適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなる。なお、期限までに大規模工事を実施した場合は、建物に関わる固定資産税額3分の1に相当する額を減額する。

「（3）鉄道の豪雨対策の促進に係る課税標準の特例措置の創設」について、鉄道事業者が豪雨対策のために取得した一定の償却資産に関わる固定資産税の減額に係る特例措置を税制改正にて創設し、期限については令和9年3月31日となる。

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○肥後副委員長

⑵の長寿命化に資する大規模修繕工事の中身について、詳しく知りたい。

○資産税課長

浜田市内で該当するマンションは今のところ6棟を想定している。実際は動きがないが、6棟のうち一番古いのは鉄筋コンクリートで平成8年築。耐用年数的にはまだまだ大丈夫だが、外壁工事並びに床及び屋根の防水工事などが該当する。

○肥後副委員長

進行を交代する。

○三浦委員長

今回の地方税制改正については、国会でのやり取りがかなり注目されている。市に、これまでこの件に関する問合せはあったか。

○税務課長

特に入ってないが、現在、確定申告の相談受付をしているので話題に出ることはあると思う。

○三浦委員長

本件について、広報などで周知に特段の対策を取られることは想定しているか。

○税務課長

例年、税制改正等については広報やホームページを通じてお知らせしているので、今回何か新たに考えてはいないが、これだけ所得税と住民税で控除額に差が出ることは前例がない。住民に混乱が出ないよう努めたい。

○肥後副委員長

進行を交代する。

○三浦委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

（　「はい」という声あり　）

⑸　やすぎ公園の供用開始について

○三浦委員長

執行部から説明をお願いする。

○弥栄支所市民福祉課長

説明の前に、大変申し訳ないが資料の訂正をお願いする。「3　施設の概要」に遊具6基とあるが正しくは7基。その右隣に、うち5基とあるが正しくは6基。

説明に入るが、令和5年度に弥栄地域で開催された地域の日において、住民から市長に対し、安城地区に遊具のある公園がほしいとの要望があり検討してきた。その後、発言者及びやさか子ども園の保護者会と話をしたところ、子どもたちが安心して遊べる場所、誰もが自由に遊んでいいというところがほしいとのご意見があった。また、保護者会と話す中で、社会福祉法人みかわが運営する弥栄子育て支援センターが活用できないかという話が出た。やさかこども園は、令和5年3月末まで安城保育所として運営されていたが、令和5年4月に杵束保育所と統合し、杵束保育所のあった場所でスタートをされた。安城保育所のあった場所は、やさか子育て支援センターとして、令和5年4月から開所されている。やさか子育て支援センターは、月におおむね2回程度開設されているが、それ以外の日は休日となっていたため、何とか活用できないかと、社会福祉法人みかわと協議を進めてきた。協議する中で社会福祉法人みかわのほうから、全てにおいて浜田市が管理する公園として活用していただけるなら、園庭と駐車場部分の土地は浜田市に返還し、園庭にある遊具の一部は無償譲渡してもいいとの申出があった。こちらの建物については社会福祉法人みかわのものだが、土地については浜田市のものであり、有償貸付けとなっていた。申出後に市の関係部署と協議し、園庭部分と駐車場部分の土地を市に返還してもらい、市の公園として整備することを決め進めてきた。このたび公園の供用開始のめどが立ったため、本日ご報告する。

資料の1番目。公園の名称については、やすぎ公園で、発言者や保護者会、小学校のＰＴＡなどのご意見も聞きながらこの名称に決定した。場所は先ほども説明したが、やさか子育て支援センターの園庭と駐車場部分である。供用開始は、資料では令和7年3月末としているが、この資料を作成した後に竣工検査が3月19日に決まり、その検査が無事に終わり次第早いところで供用開始したいと考えている。

続いて、施設概要である。公園面積は1,470.71平米で、遊具は7基、うち6基は社会福祉法人みかわからの無償譲渡である。滑り台、ブランコ、鉄棒、自転車のようにまたがって前後左右に揺れて遊ぶようなスプリングという遊具がある。そのほかには、箱型のバスのような遊具、ベンチ3基、駐車場9台、照明灯1基がある。

開園式を令和7年4月11日金曜日午前10時半から、場所はやすぎ公園で開催する予定としている。

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○布施委員

市管理の大きな公園は、植栽などを業者へ委託するが、やすぎ公園の日常的な管理は、誰が担うのか。

○弥栄支所市民福祉課長

地元の自治会長と協議中である。可能な範囲で周辺の草刈りなどをしていただけるといった、おおむね前向きな回答をいただいている。

○布施委員

資料にある写真が完成形ではないかもしれないが、降雨か降雪の後なのか、水たまりがある。公園管理をする上で、水はけなどはどうか。遊具だけ設置して、広場で遊べるのか。園庭は、もともとこの状態なのか。

○弥栄支所市民福祉課長

不要になった遊具の撤去を社会福祉法人みかわにお願いし、工事の中で掘り起こしなども発生している。竣工検査までに、整地して完成すると業者に聞いているので、工事終了までには資料にある写真より、きれいな状態にできると思う。

○布施委員

ごみのポイ捨て禁止など使用上の注意などについての看板が設置されるのか。

○弥栄支所市民福祉課長

住宅のそばでもあるので、禁止事項の看板は設置する。禁止事項としては、ボール遊び、火を使った遊び、自転車の乗り入れなどとする予定である。

○布施委員

竹迫公園は、はまだ市民一日議会の登壇者の発言からソーラー電池時計が設置されたがどうか。

○弥栄支所市民福祉課長

資料の平面図を参照されたい。点線で囲んでいるのが、このたび公園として使用する部分で、上のほうに半円があるのが、やさか子育て支援センターで、この建物の外壁に時計が付いているものを活用し新たに設置はしない。

○肥後副委員長

進行を交代する。

○三浦委員長

供用開始後、この公園はどういった位置付けでどのような管理がされていくか。

○弥栄支所市民福祉課長

都市建設部維持管理課で、ほかの公園と同様に管理する。

○三浦委員長

遊具は無償譲渡とのことだが、公園整備に当たって市の負担はどのような状況か。

○弥栄支所市民福祉課長

公園として利用する際、社会福祉法人みかわと既存の構造物をどうするか話をした。かなり老朽化した遊具もあり、ほとんどは社会福祉法人みかわで撤去してもらい、美川保育所で継続利用するものは移設した。提供があった遊具の中で活用が難しいと判断したものは、市が今回の整備費を用いて撤去した。

○三浦委員長

土地は市のもので、遊具は法人から無償譲渡を受けた。公園として使用するに当たっての整備は、事業者と市とで協議して各々負担したということか。

○弥栄支所市民福祉課長

そのとおりである。建物との境界を新たに付けたり、ブランコの新たな設置は、市の費用で行った。

○維持管理課長

公園環境整備対策事業から支出して、工事費は約500万円程度。当初は桧ヶ浦児童遊園のトイレ解体費で用意していたものを充当し優先して実施した。

○肥後副委員長

進行を交代する。

○三浦委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑹　その他

（配布物）

・浜田市人口状況（R6.11月末～R7.1月末現在）

○三浦委員長

配布物があるので確認されたい。その他、執行部から何かあるか。

○健康福祉部長

　報告事項⑴「浜田市高齢者福祉サービスについて」の中で質問いただいた緊急通報体制整備事業の地域別実績について、先ほど答えられていなかったので、改めて担当課から回答する。

○健康医療対策課長

浜田地域が111件、金城地域が20件、旭地域が20件、弥栄地域が9件、三隅地域が35件、合わせて195件になっている。

○布施委員

年々10件とか20件増えていると思うが、飽和状態なのか。それとも増加はなだらかなのか。実績年数とあわせて回答をお願いしたい。

○健康医療対策課長

　件数自体は毎年変更があるが、あまり変わらない件数で推移している。

○三浦委員長

　ほかにあるか。

では、執行部からの報告事項について、全員協議会で報告し説明するものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○健康福祉部長

今回、報告事項は予定していない。

○三浦委員長

委員の皆さん、いかがか。

ないようなので、先ほど質疑したが、地方税制改正について、税務課長からも今回の改正はかなりまれにみるものだということであったが、このように大きな国の制度の変更とかといったものは、これまで全員協議会で報告といったことはあまりしてこなかったのか。個人的には、非常に重要な税制改正で、市民にも大きな影響を与えることだと思っているので、委員会では報告をしてもらっているが、全員協議会での報告があってもいいのかと思う。全員協議会への報告基準について、その時々ではっきり決まっているわけではないので、執行部の見解を伺いたいと思うが、いかがか。

○健康福祉部長

今あったように、国の関係の大きな制度改正とかは、これまで特に追加で改めてといったことは、してきていない。考え方としては、そのような整理でいる。

○三浦委員長

　皆さん、それでいいか。

（　「よし」という声あり　）

それでは、今回は、全員協議会での報告はなしとするということで決定した。

6　その他

○三浦委員長

その他、執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それではここで執行部は退席されて構わない。

（　執行部退席　）

○三浦委員長

では議案の採決に入るが、採決を行う前に自由討議を行うか。

（　「必要なし」という声あり　）

ないようなので、執行部提出の議案4件について採決を行う。

・議案第14号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第15号　浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第21号　浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第35号　浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については3月18日の採決までに作成し、タブレットに入れておくので確認されたい。皆に目を通していただき、よろしければ委員長報告をその内容で行いたい。

ここで暫時休憩する。

〔　11 時 59 分　休憩　〕

〔　12 時 01 分　再開　〕

7　【取組課題】持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸（委員間で協議）

○三浦委員長

前回の委員会で委員の皆さんから出た意見等を正副委員長で反映し更新した。事前に配信したものを確認してもらったことと思う。この案について、委員の皆さんからご意見をいただきたい。

変更点について順序立てて説明をしていく。全体的に、現状の問題点については、箇条書きから一文にまとめ直した。提案については、確認を取りながら見直した内容を反映し更新した。

また、この度取り上げた取組については、事業評価などを通じてモニタリングを行い、当委員会でも共に課題解決に向けて尽力することを申し添えるという風に、議会側、委員会側としても提案後の取組をしっかりモニタリングしていくことを追記した。

基本的に、前回の委員会での内容をベースに更新を行った。その部分について、皆さんからのご意見を伺いたい。

○布施委員

　⑸健康寿命の延伸に係る取組の在り方についての現状の問題点のところで、女性のワースト1位は事実であると思う。「特に女性の喫煙、毎日飲酒」というところについて、原因はそうかもしれないが、その部分と「はまチャレなどで実施されているインセンティブは有効であることから」の前に、フレイル予防に直結するようなといった内容を加筆すればインセンティブを取りながらフレイル予防につながる取組が実施されているといった内容にすることができるのではないか。

○三浦委員長

　毎日飲酒のところは、データの抽出方法において毎日飲酒といった表現があり、その数字が上がっており、事実に基づいて記載している。

○布施委員

　毎日飲酒が不健康になるという考え方と医者によっては適度なアルコール摂取も血液の促進につながるという持論を述べられる方もいるので提起した。

○三浦委員長

　どうしようか。毎日というところが引っかかるようであれば、「女性の喫煙、飲酒、朝食欠食等の割合が」と修正するか。

○川神委員

　実際に毎日飲酒といった項目があり、毎日が一つの指標になっているので、問題ないかと考える。

○柳楽委員

　保健所との意見交換の際に、保健所長が毎日飲酒される方が多いという話をされた気がする。あえてそこのところを話されたということで重要な部分かと受け止めた。

○三浦委員長

　データを集計する項目にのっとってそのままということで理解願いたい。それからフレイル予防という言葉を加筆してはどうかという提案があったが、確かにそのような重要性は議論の中でも指摘があったので、「フレイル予防に効果的な健康体操や運動イベント」としようか。

○布施委員

　フレイル予防に米印で注釈を入れてほしい。

○三浦委員長

　そのように修正する。その他ご意見があれば。

○柳楽委員

　⑷医師及びコメディカル人材の獲得に対するアプローチについての現状の問題点のところで「市外流出」となっているが、「市外流出なども課題である」のような表現に改めてはどうか。

○三浦委員長

　そのように修正する。

　⑵ 医療ＤＸの取組についての現状の問題点のところで「高齢化に伴う交通手段が大きな課題で」は、「高齢化に伴う移動手段が大きな課題で」に改める。

　その他ご意見があれば。

　ないようであれば、このとおり更新するということでよろしいか。

　（　「よし」という声あり　）

　長い時間をかけて協議及び視察を含め尽力いただき、このような形でまとめられたことを大変嬉しく思う。

今後のこの提言書の扱いについて、皆さんにご意見を伺いたい。議会改革推進特別委員会から、委員会だけでなく、議会全体としての見解として合意を取っていく政策討論会を積極的にすべきであると提案されている。この提案書をまとめるに当たり、議論をしてくる過程で政策討論会を打診すれば、委員外議員からも意見を伺えたのかと思うが、かなりまとめの段階に来ている状況で、政策討論会を開催するのも、なかなか難しいのかなと個人的に感じているが、皆さんの見解を伺い、今後の進め方を考えたいと思うがいかがか。

○布施委員

　委員会での提言は、市の執行部へ提出し取り組んでもらうことが、委員会としての総意だと思っている。委員長が言われたように全議員の問題として政策討論会を行い議会全員の総意でという形で行いたいという思いもある。そのためには、この提言書を全議員へ見せるだけではなく、全員協議会などでの発表の場が必要。それに対して意見をもらうのではなく、委員会として約1年半問題解決について意見交換会などを実施しまとめた提言書を作成し、特に重要であるところを伝える。

○三浦委員長

　当委員会に留めるだけではなく、委員外議員にも当委員会の協議してきた結果を共有することは重要である。

○川神委員

　今までも何年も前だが、委員会で政策提言を提出することが目的のごとく競争しながらやった時期が一時期あった。問題は、先述のとおり、委員会内部だけで周知するのではなく、議会としての提言として取り扱ってほしいという旨で提言を行うわけなので、政策討論会などで議論を交わすということが一番望ましいとは思うが、時間的な問題など現実的ではないところもある。どこまで意見を吸い上げるかということはあるが、全議員と情報共有をしていかないといけない。議会としての重きを持って執行部へ伝えていく取組が必要である。

○柳楽委員

　これまで委員会で提言書を作成した場合、委員会が提出するというパターンが多かったと思う。議会関係に詳しい専門家の見解では、提言書は議会の総意として提出するのが理想という話も聞くので、委員外議員にも提言書を確認いただき、修正などが必要なところは指摘してもらうことも必要と思う。議会総意での提言書であるという形をとり、議会からの提出としてもらえるといいと思う。

　出来上がったものについて、政策討論会をやるというのは少し違う気がしている。これまでもそのような発言をしていたが、討論会の在り方自体を再度見直し、きちんと決めたほうがよいと思っている。

○三浦委員長

　率直に、政策討論会をするかしないかについては、どのように思うか。

○柳楽委員

　討論会という形での開催は難しいかと思う。意見をもらうことは必要かと思うが。

○三浦委員長

　もう少し早い段階から中間報告で投げ掛け、委員外議員からも他の視点で意見をもらい議論が深まるような過程をたどっていれば、政策討論会も有効に働いたのではないかというような考えからなのだ思うが、議会の総意を諮る場の一つが政策討論会という考え方もあると思う。案として全議員へ諮り、最終的にその場を経たということで委員会として進めていくのか、今回は、委員会でここまで作成したので、政策討論会ではない場で、委員外議員へ意見を聞くことが可能なのか。

○布施委員

　議会全体の総意として提出することは望ましいことである、政策討論する場合は、私たちが1年半かけて訪問して提供いただいた数字とか実体験について話してもらい実証実験などの事例を踏まえた上での最終的なまとめが、この提言書。政策討論会を開催する場合は、委員外議員へ根拠になる全データを提供しなくてはならなくなり、非常に難しい。政策討論は、問題が出た上で、それについて調べるという流れだが、そこは踏まえた上で作成しているので、最終的な政策討論は難しいと考える。

○川神委員

　通常でいう政策討論会は難しく、それをやる必要があるかというと、当市議会委員会至上主義を取っているので、全議員の疑問点を当委員会で集約して行っていると思うし、情報共有した上で議会として提出する流れが一番望ましく現実的であると思う。討論会を行い、過去の経緯も踏まえて提供するということまでは必要ないと思う。それは、委員外議員の意見を酌まないということではない。

○肥後副委員長

　個人としては、政策討論会の名称は聞いたことがあるが、実際に議員になって行ったことがないので、どのようなものなのかやってみたい気持ちもあるが、委員の皆さんの話を聞き、確かに提言書としてまとまっているものを全議員へ共有して討論するとなると8割から9割くらいまで完成したものが崩れ、大変な思いをするようになるのだろうと理解しているが、全議員が、これまで委員会で取り組んできた課題について提言書を作成する中で、どのようなことがあり、どのような方向を目指すのかを委員会だけに留めておくのはもったいなく、全議員に問題について共有認識を持ってもらえればありがたく、討論会をすることで疑問点や課題について、より深く理解できるのではないかと思う。

○三浦委員長

　今回は、このように提言書をまとめてきたタイミングであるということを踏まえ、一旦、委員会でまとめ、全員協議会で報告できるタイミングを確認したいと思う。

　これを持って、委員会としてのまとめとして、日程調整しながら執行部へ伝達する機会を持ちたいと思うので、よろしくお願いする。

　この取組課題については、終了とさせていただく。委員長から議長へ提出し完成の報告を行うが、よろしいか。

（　「よし」という声あり　）

では、最後になるが、各自の議題に対する表決の記載を本日中にタブレットに必ず入力するようお願いする。

　次回の日程を確認する。5月29日木曜日午前10時から、全員協議会室で開催予定。委員の皆さんは出席をよろしくお願いする。後半での取組は、肥後副委員長を中心に環境のことを調査研究していくこととしているので、それまでのところで、委員会を開催することになるかと思うが、日程については、適宜、調整及びお知らせをするので、よろしくお願いする。

　以上で福祉環境委員会を終了する。

〔　13 時 02 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　福祉環境委員会委員長　　三　浦　大　紀